

埼玉県木造建築技術アドバイザー制度支援募集要領

令和 8 年 4 月 2 8 日

埼玉県農林部森づくり課

1 目的

本要領は、埼玉県木造建築技術アドバイザー制度に係る支援の実施に関し、必要な事項を定めることにより、制度の円滑かつ適正な運用を図ることを目的とします。

2 事業内容

本事業は、県産木材を利用しやすい環境の整備を図り、その利用拡大を通じて森林の循環利用を推進するため、建築物の木造化・木質化に取り組もうとする地方公共団体及び民間事業者に対し、埼玉県木造建築技術アドバイザーを派遣し、技術的助言や埼玉県の木材関連の実情に応じた情報提供などの支援を行うものです。

3 対象者

- (1) 公共建築物等の木造化・木質化を検討している県及び地方公共団体等
- (2) 木材利用促進協定（※）を締結し、建築物の木造化・木質化を検討されている民間事業者
- (3) 上記の建築物の木造化・木質化に携わる建築士、施工業者等

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下、「法」という。）第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制による

4 対象施設

原則埼玉県内に建設される（所在する）、次の木造建築物及び木質化建築物です。（注 1）

- ・市町村等が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- ・公共性が高いと認められる建築物（注 2）
- ・木材利用促進協定を締結した民間事業者が整備する建築物（注 2）

（注 1）例外として、首都圏内の区市町村が整備する県産木材を使用した公共の用又は公用に供する建築物については、派遣対象となります。

（注 2）施設の整備主体は、建築物の整備後に建築物への県産木材利用の意義について普及活動を行うこと。

表 アドバイザー制度の対象

| | 公共建築物・公用建築物 公共性が高い民間の建築物 | 木材利用促進協定を締結した 民間の建築物 ※ |
|-----------------|---|--|
| ① 市町村等 | ○ | — |
| ② 民間事業者 | ○ | ○ |
| ③ 建築士・ 施工業者等 | ○ | ○ |
| 具体例 | 学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム、放課後児童クラブ等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館、青年の家等）、公営住宅等の建築物のほか、市町村等の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）の建築物等 | ホテル・旅館、デパート・マーケット・コンビニエンスストア等の小売店舗、飲食店・喫茶店、理髪店・美容院、銀行・保険・不動産取引業を営む店舗、劇場・映画館・演芸場、公会堂・集会場等 |
| 備考 | これらの建築物に付属する外柵、デッキ、パーゴラ等も対象とします。 | |

※法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度による。

5 支援内容

下記の内容について、企画から、計画、設計、施工の各段階の技術的な課題解決のため、埼玉県木造建築技術アドバイザーの派遣もしくはオンライン・電話相談による支援を実施します。

- (1) 木造建築技術に関する助言
- (2) 木材情報提供
- (3) 各案件における木材利用推進体制の構築・運営支援
- (4) その他建築物の木造化・木質化に関する取組の推進

<支援内容例>

◇企画・計画段階の支援内容例

- ・ 木造化、木質化について、何からどう手をつけたら良いのか、基本的なことから教えてほしい。
- ・ 耐震、防耐火、建築コストなど木造化、木質化に関する懸念や不安をどのように解消したらよいか助言がほしい。
- ・ 木造・木質化の担い手となる設計事務所が少ないと聞いているが、選定はどうしたらよいか知りたい。
- ・ 木造、木質化に関する助成制度の情報がほしい。

◇木材調達に関する支援内容例

- ・ 地域の森の木を使って施設をつくるためには、どのように進めたらよいか教えてほしい。
- ・ 県産木材の調達を円滑に進めるためには、どのような体制を構築しておけばよいか助言がほしい。
- ・ 県産材に関する情報提供がほしい。

◇設計段階の支援内容例

- ・ 木造の防耐火や構造など技術的な助言を受けたい。
- ・ 木造建築の劣化防止や耐久性の高い木造建築に関する技術的な助言を受けたい。
- ・ ヤング率や含水率など設計内容によって必要とされる木材の品質の違いや、地域で入手しやすい木材をふまえた設計方法について助言を受けたい。

◇施工段階の支援内容例

- ・ 木造・木質化を指導・監督できる職員がいないなかで、どのように進めたらよいか助言がほしい。
- ・ 施工段階での木材の発注方法について、配慮しておくべき事項について助言を受けたい。
- ・ 木造、木質化のメンテナンスについて助言を受けたい。

6 支援費用

埼玉県木造建築技術アドバイザーの派遣費用は無料です。

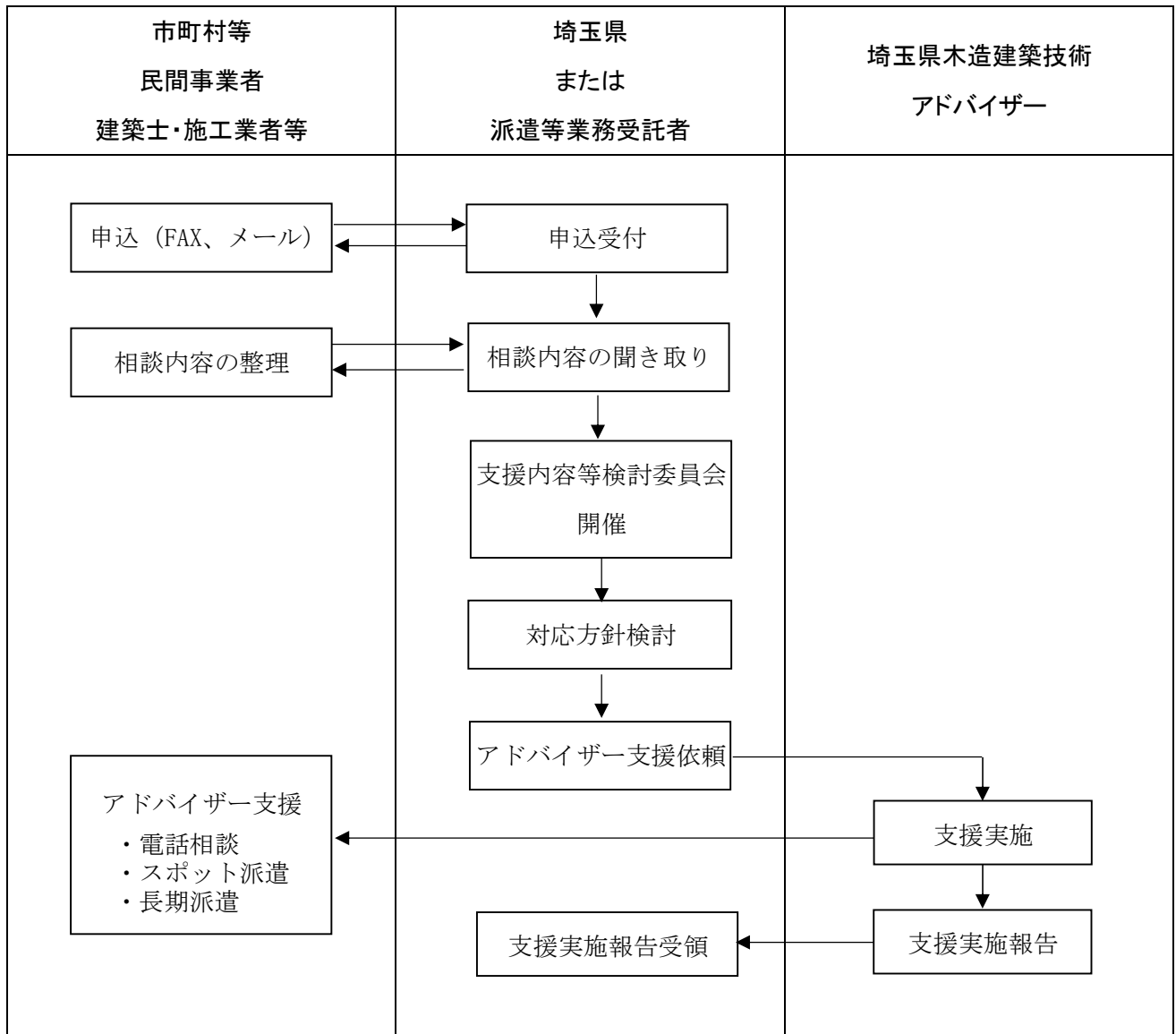
7 埼玉県木造建築技術アドバイザー登録者

埼玉県木造建築技術アドバイザーは、埼玉県が木造建築技術及び木材の情報に関する専門的知識を有すると認めた者を中大規模木造建築設計、原木供給、製材加工、プレカット加工等の技術区分ごとに選定し登録しています。

埼玉県木造建築技術アドバイザーの登録名簿は、下記のWEBサイトからダウンロードできます。

WEB サイト <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0905/mokuado.html>

8 埼玉県木造建築技術アドバイザー支援の流れ



9 申込窓口及び問い合わせ先

支援の申込は、申込用紙（様式1）に必要事項を記載の上、埼玉県あてに、FAX 又はメールでお申し込みください。申込用紙は、下記のWEB サイトからダウンロードできます。

また、制度について不明な点がある場合は、下記担当まで問い合わせください。

◇埼玉県農林部森づくり課木材利用推進・林業支援担当

住所 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話 048-830-4318 FAX 048-830-4839

E-mail a4300-11@pref.saitama.lg.jp

URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0905/mokuado.html>

10 情報の取り扱いについて

- (1) 木造公共建築物の普及促進を広く一般に紹介するため、パンフレット、WEB サイト等に支援内容、成果に関する情報を使用することがあります。
- (2) 支援の結果得られた情報については、公にされている事項を除き、第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりすることはありません。
- (3) 支援の結果得られた個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理し、第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりすることはありません。